

《セミナー》

産業廃棄物と排出事業者責任

科学分析支援センター 三田 和義

開催日:平成 24 年 9 月 5 日(水) 14:00 ~ 15:30

ご協力:アサヒプリテック(株)

参加者:55 名

内容:実験廃液を搬出するという作業は、今まで何十年と繰り返し行われてきた作業であるが、今まで自分が廃液を出すということがどのような意味を持つかを考えた人がどの位いたでしょうか。先生や先輩より〇日は廃液回収日だから廃液集積所の方に廃液を出して新しい廃液タンクをもらってきなさいと言われて、言われたままに廃液タンクを運び、空タンクを持ち帰りまたそこに廃液をためるというようなことの繰り返しだったのではないのでしょうか？私自身も廃液を担当するまでは廃液の区分、量を守って出せばよいくらいにしか考えていませんでした。出した廃液がその後どのように処分されて行くかなど考えていませんでした。現在自分が廃液の担当者となって一番強く感じたことは、廃液は研究室から出して担当者に渡してしまえばあとは関係ない。容器の破損や内蓋無しでの搬出も担当者に渡してしまえば自分たちは関係ないというような意志を感じていました。

そのため廃液を出すと言うことがどのような意味を持つのか、その後の処理においてどのような搬出方法で廃液を出すのがよいのかと言うことを正しく理解して頂く必要性を強く感じていました。そこで今回の講演会では、法律を含め廃棄物の一般的なことから排出者責任、事故時の実際の例を交えた責任及び事の重大さを含めた講演会にしたかったので講師をして下さる方と何度か相談をして、以下の 3 点を入れた講演会にさせていただきました。

- ・廃液は勝手に搬出できない(廃棄物の処理及び清掃に関する法律:廃掃法)
廃棄物は、廃掃法に従って、正しく排出しなくてはいけない(廃掃法では、排出する側の理論ではなく処理する側の理論が優先されます)
- ・少くなら、このくらいなら、という考え方が大きな事故へつながっていく危険なことであること
- ・実際の事故例を含め事故を起こした場合どのような責任等が生じるのか

実際に聞いて下さった方の一人でも多くの方が、廃液の搬出等に興味を持って頂けたら幸いです。

